

引っ越しの季節です。
届き出をお忘れなく！

表中の※印は、届き出時にお持ちいただくものです。
ご不明な点は電話で確認のうえ、ご来庁ください。
南区役所 ☎582-2400

届出の内容		転出（南区から市外へ）	転入（市外から南区へ）	札幌市内・南区内での転居	詳細
住民票・印鑑登録・転校など	住所の異動	転出届 引っ越し前、または引っ越し後14日以内に届け出。転出証明書を発行します（新住所地で転入の届け出をしてください） ※届け出人の本人確認書類（免許証など）	転入届 転入後14日以内に届け出 ※届け出人の本人確認書類（免許証など）、転出証明書（前住所地で発行）を持参	転入・転居届 引っ越し後14日以内に新住所地の区役所へ届け出 ※届け出人の本人確認書類（免許証など）	戸籍住民票
	印鑑登録	転出先の住所（少なくとも市区町村まで）が必要です 住民基本台帳カードをお持ちの方は、事前にご相談ください	新住所の番号（○番○号）または番地（○番地○）、マンション等の場合はその名称・部屋番号まで確認の上、届け出	転入・転居届に伴い住所が変更されず	
	転校（小・中学校）	在学証明書・教科書給付証明書を今までの学校からもらい、引っ越し先の市区町村で手続き	入学票（新入学児童・生徒については入学通知書）を発行しますので、前の学校が発行した学業証明書・教科書給付証明書とともに新しい学校に提出		
国保・介護・年金	国民健康保険	脱退の手続き、保険証の返還（引っ越し前に） ※印鑑、国民健康保険証、納付通知書	加入される方は加入手続き 転入後14日以内に新住所地の区役所へ届け出 ※預金通帳と通帳使用印	住所変更手続き 転入後14日以内に新住所地の区役所へ届け出 ※印鑑、国民健康保険証、納付通知書	保険年金課
	介護保険	被保険者証の返還 ※被保険者証	新たに加入手続き ※受給資格証明書（前住所地で交付を受けていた方のみ）	住所変更手続き 新住所地の区役所で手続き ※被保険者証	
	加入者	新住所地の市区町村で住所変更手続き ※年金手帳	転入手続き 転入後14日以内に届け出 ※年金手帳	住民異動届に伴い住所が変更されます	
	受給者	受給している年金の種類によって手続き方法が異なります 詳細は区役所保険年金課（内線397～399）か札幌西社会保険事務所（☎241-7284）または各共済組合へお問い合わせください			
児童手当・敬老手帳・医療費の助成など	児童手当	資格喪失の手続き	新たに申請手続き 転出予定日から15日以内に新住所地の区役所へ届け出 ※所得証明書、預金通帳	住民異動届により住所が変更されます。ただし、電話番号が変更になる場合は届け出	保健福祉サービス課
	児童扶養手当 特別児童扶養手当	住所変更手続き ※手当証書	住所変更手続き ※所得証明書	住所変更手続き 新住所地の区役所に届け出 ※手当証書	
	身体障害者手帳 療育手帳	福祉バス・タクシーチケットの返還 ※福祉バス、タクシーチケット	住所変更手続き ※印鑑、手帳（療育手帳の場合は本人の顔写真も必要）	住所変更手続き 新住所地の区役所に届け出 ※印鑑、手帳	
	各種医療費の助成（乳幼児・老人・重度障がい・母子）	受給者証の返還 ※受給者証	新たに申請手続き ※健康保険証、所得証明書（老人保健法対象者は負担区分証明書）重度障がいの方は身体障害者手帳など	住所変更手続き 新住所地の区役所に届け出 ※受給者証	
	敬老手帳（65歳以上の方）	敬老手帳の返還 ※敬老手帳	新たに交付手続き ※健康保険証など生年月日を確認できるもの	ご自分で新住所を記入してください	
	敬老優待乗車証（敬老パス）（70歳以上の方）	未使用分乗車証の納入金の返還ができる場合がありますので、お問い合わせください。 ※敬老パス	転入時期により交付時期が異なります。交付の際は案内通知をお送りします	そのままご利用ください	
	原動機付自転車（125cc以下）	廃車手続き ※印鑑、運転免許証、ナンバープレート、標識交付証明書	新規登録手続き ※印鑑、運転免許証、廃車証明書（またはナンバープレートと標識交付証明書）	住民異動届に伴い住所が変更されます	
市税 固定資産税	土地や建物などの所在する市区町村へ住所変更の手続きをしてください（電話・はがきでも可）			課税課	

広告欄

